

日本西洋史学会第42回大会

**部会別自由論題報告要旨**

**シンポジウム報告要旨**

1992年5月16日・17日

東京大学

国際環境の巨大な変化のなかで岐路に立つ日本外交  
 歴史的背景の理解と正確な知識が“今”を把む！

# 日本外交史辞典

新版

5月20日刊行

●定価15,000円

A5判/上製箱入/1360頁

▼本文見本

**日ソ平和条約問題** にっすへいわじょうやくもんだい 1951年(昭和26)日本は英米を含む49カ国にのぼる自由主義諸国と対日平和条約を締結した。スターリン(Stalin, I. V.)ソ連首相はサンフランシスコ講和会議にソ連代表を出席させたが、対日平和条約の調印は拒否した。そこにはアジアにおける冷戦の激化という要因が大きく作用していた。中国とは78年に日中平和友好条約を結んだ。だが、北の隣国ソ連とは未だ平和条約が調印されていない。その原因は北方領土問題の存在にある。

**失われたチャンス** 1954年(昭和29)首相の印綬を帯びた鳩山一郎は、政敵吉田茂前首相のサンフランシスコ講和の偉業に匹敵する金字塔を打ちたてようと日ソ関係正常化実現に執念を燃やした。当初、鳩山首相は領土問題を全面的に棚上げし速やかに日ソ復交を成就しようとしたが、北方領土問題解決・平和条約締結先行

**日米経済摩擦** にちべいけいざいさつ

**日米経済摩擦のパターン** 経済摩擦とは「貿易・投資・金融などの経済活動をめぐる国家間の対立」というように定義づけられるが、戦後の日米関係においては貿易をめぐる対立が中心であった。日米経済摩擦の典型的なパターンは次のようになる。ある特定の産業セクターにおいて日本からの対米輸出が急増する。これに対して、アメリカ国内の業界が輸入規制を求めて議会や行政に働きかける。これを受けて、アメリカ政府は日本政府に対して当該産業セクターにおける対米輸出の自主規制を要請する。日本の業界はこれに強く反発し、日本政府とじてアメリカ側の要求に対して抵抗せざるを得なくなる。そして、この紛争の解決が長びけば長びくほど、政治問題化し両国間に緊張が高まる。アメリカ政府は日本が協力しないとアメリカ議会が保護主義的な法案を可決してしまふ恐れがあり、そうなる日米関係に亀裂が生じることになるという議論を展開する。結局、日本側が日米関係の悪化を恐れて適当な譲歩をし、問題の一時的な決着をみることになる。

**国際システムの変化と日米経済摩擦** 経済摩擦が政治問題化する原因としては、両国間

外務省外交史料館  
 「日本外交史辞典」編纂委員会編

国際化のなかでニュースから歴史まで日本の近現代を  
 すべてカヴァーした現代人必携の辞典

- ◇幕末・開国から平成まで内外の重要事項・条約・人物・地名・外交用語など、日本外交にかかわる二四〇〇項目を収載。
- ◇事項の重要度により大・中・小項目の混成方式をとり、各分野の研究者・実務家が解説。とくに重要な項目には大きなスペースを割く。
- ◇付録：外務省主要官職歴任表、主要在外公館長一覧、主要国駐日大・公使一覧、国賓一覧、外務省機構図など。
- ◇研究者・教育者・実務家・ビジネスマンなど広く一般に活用できる。

**清沢 潤** きよさわきよし 1890~1945、明23~昭20 外交問題研究家。自由主義者。1920年代後半、30年代に論壇で活躍。観念的イデオロギー外交を批判。昭和17年、大分県知事として一任された。

**日英同盟論** にちえいどうめいろん 第1回日英同盟協約が結ばれるに先立ち、国内では日英同盟論と日露協商論とが対立した。対英協約論は日清戦争以後その流れがみられ、特に加藤高明は駐英公使時代から日英同盟を提唱し、それによりロシアの極東における南下政策に対抗することを主張していた。1901年(明治34)4月、林董駐英公使が、日英独3国同盟について

## グラストンベリ修道院 歴史と伝説

青山吉信 著

定価三三〇〇円

アーサー王とアリマタヤのヨセフにまつわる架空伝説を捏造したグラストンベリ伝説の形成と自己増殖の過程を、修道院の歴史との相関のなかで明らかにする。

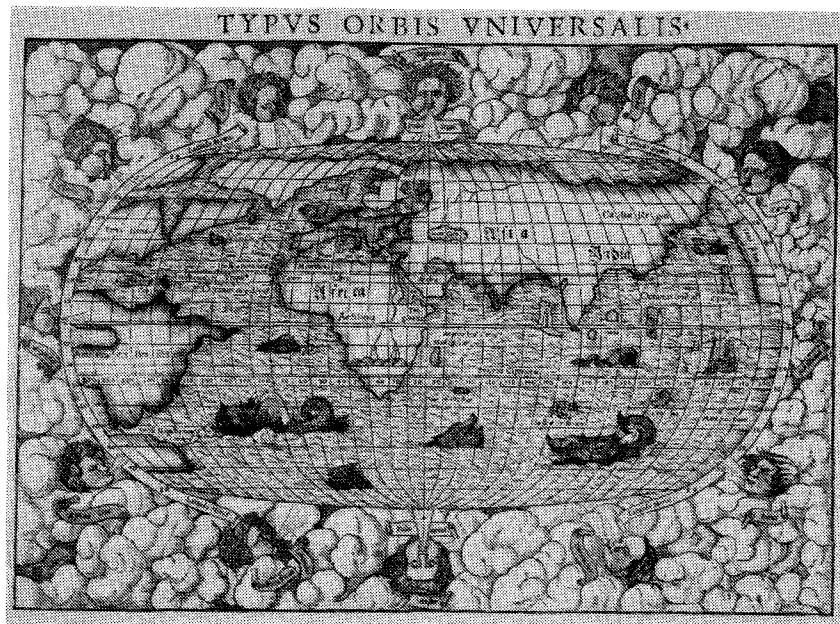
四六判

## ドイツの古都と古城

魚住昌良 著

四六判/二六四頁/定価三三〇〇円

中世の面影を今に残すドイツの古都、静かなたずまいの中にありし日の歴史を語る古城……ドイツ中世史家が歴史と文化に興味をもって旅する人々に  
 おくる「古都と古城の歴史散歩」



Sebastian Münster (1489-1552) の世界図  
 南北アメリカが分かるかぎりまで描かれ、  
 極東の洋上にはジパングがみえる。

山川出版社

〒101 東京都千代田区内神田1-13-13

電話03(3293)8131 ●定価は税込み価格です

5月16日(土)

〈部会別自由論題報告〉

- 第1報告 13:00~13:45  
第2報告 13:45~14:30  
第3報告 14:30~15:15 各報告とも発表35分、討論10分  
第4報告 15:15~16:00  
第5報告 16:00~16:45

古代史部会 法学部26番教室

- 1 芝川 治(大手前女子大学) アリストテレスと初期アテナイの国制  
司会 清永昭次(学習院大学)
- 2 前野弘志(広島大学) アテナイ植民市の類型設定  
——クテーマタ型植民とエンクテーマタ型植民——  
司会 向山 宏(広島大学)
- 3 仲手川良雄(早稲田大学) ペロポネソス戦争における二つの正義  
司会 藤縄謙三(京都大学)
- 4 坂井 聰(古代学研究所) スッラによる退役兵入植とローマ植民市ポンペイの  
成立  
司会 平田隆一(東北大学)
- 5 阪本 浩(青山学院大学) アルヴァル兄弟団の政治的役割  
司会 毛利 晶(静岡大学)

中世史部会 法学部27番教室

- 1 三佐川亮宏(北海道大学) 前期中世における“ドイツ人”意識の形成  
——民族名 Theodisci/Teutonicus の出現を中心に——  
司会 山田欣吾(一橋大学)
- 2 藤井博文(立命館大学) 10世紀マグデブルクの聖界領  
司会 野崎直治(早稲田大学)

- 3 大嶋 誠(大分大学) 大学人とその支援者たち  
——「聖職禄希望者名簿」を中心に——  
司会 田中峰雄(甲南大学)
- 4 青野公彦(早稲田大学) ヨハネス23世の正統性  
——ピサ派のジレンマをめぐって——  
司会 梅津尚志(清泉女子大学)
- 5 石黒盛久(筑波大学) 神話的元型としての君主  
——マキアヴェルリ政治思想におけるロムルス像と  
市民的君主制の理念——  
司会 斎藤泰弘(京都大学)

近代史部会1 文学部111番教室

- 1 川分圭子(京都大学) 19世紀初頭のウィッグと非国教徒  
——ホランド・ハウスの人々——  
司会 青木 康(立教大学)
- 2 松村高夫(慶応義塾大学) 英国ウォーリックシャー・ルナティック・アサイラム  
——1852~1883年——  
司会 福井憲彦(学習院大学)
- 3 大久保桂子(国学院大学) ヴィクトリア時代の陸軍兵士  
司会 村岡健次(甲南大学)
- 4 甲斐祥子(早稲田大学) イギリス極東政策における日本の位置  
——日英同盟とイギリス世論——  
司会 木畑洋一(東京大学)
- 5 本田毅彦(京都大学) 最末期インド植民地官僚のカリヤ・パスについて  
司会 松井 透(川村学園女子大学)

近代史部会2 文学部113番教室

- 1 真鍋周三 (同志社大学) 18世紀ペルー副王領におけるブルボン財政改革の影響  
——アレキパ地域を中心に——  
司会 立石博高 (東京外国語大学)
- 2 浜 忠雄 (北海道教育大学) 「フランス領植民地サン=ドマング憲法」からみた  
ハイチ革命  
司会 加藤晴康 (横浜市立大学)
- 3 岩井 淳 (静岡大学) ニューイングランドとピューリタン革命  
——ジョン・コトンの千年王国論——  
司会 浜林正夫 (八千代国際大学)
- 4 金井光太郎 (南山大学) 印紙条令一揆にみるローカリズム・市場・国家  
司会 松浦高嶺 (フェリス女学院大学)
- 5 柴田千早 (同志社大学) U.E.ロイヤリストとノヴァスコシア植民地の分割  
——ノヴァスコシアにおけるアメリカ革命の余波——  
司会 木村和男 (筑波大学)

近代史部会3 文学部2大教室

- 1 山根徹也 (東京大学) 「三月前期」のベルリンにおける民衆運動  
司会 若原憲和 (天理大学)
- 2 下田 淳 (東京電気大学高校) 1844年トリーア聖上衣巡礼とプロイセン・カトリック  
教会政策  
司会 末川 清 (立命館大学)
- 3 竹本秀彦 (弘前学院大学) ドイツ啓蒙史学の系譜とHistorikの歴史  
——イェルン・リューゼンのHistorikを中心に——  
司会 神山四郎 (神田外語大学)
- 4 志垣嘉夫 (九州大学) デイジョン高等法院長ジルウの犯罪  
——1638~1643年——  
司会 宮崎 洋 (慶応義塾大学)
- 5 立川孝一 (筑波大学) ミシュレにおける歴史と想像力  
——『フランス革命史』を中心に——  
司会 瓜生洋一 (大東文化大学)

現代史部会1 法学部21番教室

- 1 杉原 達 (大阪大学) 日本におけるドイツ帝国主義史研究の諸問題  
司会 木谷 勤 (大阪国際大学)
- 2 佐藤真一 (国立音楽大学) トレルチと第一次世界大戦  
司会 岸田達也 (日本大学)
- 3 加藤義明 (早稲田大学) ドイツ共産党の労働組合政策  
——ヴァイマル時代末期のルール地方を中心に——  
司会 山本秀行 (お茶の水女子大学)
- 4 熊野直樹 (九州大学) ヴァイマル末期におけるドイツ国家国民党  
——全国農村同盟との関係を中心に——  
司会 石田勇治 (東京大学)
- 5 解良澄雄 (東京都立大学) ナチスのポーランド占領政策  
——占領当局とポーランド社会——  
司会 黒川 康 (立教大学)

現代史部会2 法学部22番教室

- 1 中嶋 毅 (岩手大学) H.B.ウストリャーロフと道標転換派  
——ソヴェト権力と「ブルジョア知識人」——  
司会 石井規衛 (神戸大学)
- 2 戸田三三冬 (文教大学) イタリアにおけるフェデラリズムとアナキズム  
司会 左近 毅 (大阪市立大学)
- 3 八嶋由香利 (東京大学) スペイン内戦期のカタルーニャの農業問題  
——土地集産化をめぐる農民間の対立——  
司会 中塚次郎 (フェリス女学院大学)
- 4 石塚省二 (富山国際大学) ポーランド知識階級のロシア革命批判  
司会 伊東孝之 (北海道大学)
- 5 渡辺克義 (東海大学) ワルシャワ蜂起における空輸の実態  
司会 井内敏夫 (早稲田大学)



5月17日(日)

〈シンポジウム〉

(10:00~17:00) 大講堂(安田講堂)

ヨーロッパ再考—過ぎ去ろうとしない「近代」—

(報告者)

川北 稔(大阪大学) イギリス近代史の内と外—帝国の社会史へ—  
谷川 稔(奈良女子大学) 「もうひとつのフランス近代史」のために  
和田春樹(東京大学) 国家社会主義—世界戦争の時代における「反近代」—  
木村靖二(東京大学) 「国民国家」の展開と解体—「近代」と「現代」—

(コメンテーター)

二宮宏之(東京外国語大学)  
野村達朗(愛知県立大学)  
長崎暢子(東京大学)

(司会)

遅塚忠躬(東京大学)  
近藤和彦(東京大学)

---

## 古代史部会

---

報告者

芝川 治(大手前女子大学)  
前野 弘志(広島大学)  
仲手川良雄(早稲田大学)  
坂井 聰(古代学研究所)  
阪本 浩(青山学院大学)

## 1 アリストテレスと初期アテナイの国制

芝川 治

ソロン以前のアテナイであるが、近代の歴史家、これを「貴族政」の時代となす。そこでは身分制的支配秩序が蔽存していたというのである。他方、古典史料なるが、これらはその頃の国制につき必ずしも明快なる見解を表明しない。その中において、アリストテレスは如何であろうか。本発表はこの問題を考究せんとするものである。

古アテナイの国制に関するアリストテレスの見方は『政治学』、『アテナイ人の国制』の数箇所に見出すを得る。その中、重要なものは『政治学』二卷十二章と『アテナイ人の国制』三章である。それらによると、アリストテレスは当時の国制を貴族政と寡頭政の混淆として理解したるかの如くであるが、それは何を意味するのであろうか。この点、語句の使用と彼の国制論に立入って分析を加えねばならない。アリストテレスの政治思想はなかなか複雑であり矛盾も少しとしないのであるが、可能な限り彼の思考を忠実に辿り、真意の把握に努めたい。

## 2 アテーナイ植民市の類型設定

——クテーマタ型植民とエンクテーマタ型植民——

前野弘志

本報告の目的は、前五世紀及び前四世紀にアテーナイが建設した植民市の類型設定を試みることにある。従来アテーナイの植民市は、市民権を基準としてアポイキアとクレールキアに大別されてきた。しかしこの分類法は本来大植民時代の植民形態とアテーナイのそれとを対比した近代的な認識法であり、アテーナイ人自身は別の認識法を持っていた。

アポイキアとクレールキアという語が併記された碑文 (IG.I<sup>2</sup>237) や第二次アテーナイ海上同盟碑文 (Tod.123) などの分析から、彼等が植民市を二つのグループに認識、分類していたことが明かとなる。第一は、レムノス、イムブロス、スキュロスを中心とするグループである。これは、地理的にはアッティカの外に位置しながらも、観念的にも法的にも、アテーナイのポリス領域の内に存在するアテーナイの領土と認識され、「土地」という側面から言えば、アテーナイ固有の土地財産であるため「クテーマタ」と呼ばれ、その領土に住む「人」という側面から言うと、アテーナイのポリス領域の内に土地を所有する者たちから構成されるため「クレールキア」と呼ばれた。第二は、ケルソネーソス、ナクソス、エウボイアを中心とするグループである。これは、地理的にもアッティカの外に位置し、観念的にも法的にも、アテーナイのポリス領域の外に存在する、言い替えると、他のポリスの領域の内に割り込んで存在する、アテーナイの領土と認識され、「土地」という側面から言えば、他のポリス領域内にある土地財産であるため、「エンクテーマタ」と呼ばれ、「人」という側面から言えば、アテーナイのポリス領域から離れて住む人々から構成される集団であるため「アポイキア」と呼ばれる。これら二種の植民形態には時代的な偏差が認められ、前五世紀においては「エンクテーマタ」型植民が主流であったのに対して、前四世紀においては「クテーマタ」型植民が主流となった。

### 3 ペロポネソス戦争における二つの正義

仲手川 良 雄

紀元前416年のアテナイによるメロス島攻撃に際して、アテナイ側代表とメロス側代表との間にかわされた、いわゆるメロス対話において、正義に訴えつつ自由のために抗戦するメロス人の立場と、露骨な帝国主義政策をかざすアテナイ人の立場とが鮮明に対比されていると、一般にいわれている。

またアテナイはギリシア世界において「僭主ポリス」であると見做されるとともに、それをみずから認めてもいる。他方スパルタはアテナイを「ギリシアの自由の抑圧者」とし、その圧制からの自由を戦争のスローガンに掲げている。そのみではない。スパルタはいっそう一貫した主張として、アテナイ不正論を主張し、自国の戦争目的はアテナイによって傷つけられた正義の回復にあると称している。これに対して、アテナイは戦争思想として権力理論以外のものを持ち合わせていなかったかのように一般に解されているが、これは当たっているであろうか。

以上の問題について

1. 開戦前のスパルタ民会においておこなわれたアテナイを不正とする決議の根拠と意義とを明瞭にし、
2. ペルシア戦争とペロポネソス戦争との間の時期に、ギリシア世界にある種の正義思想が生成したことに注目し、
3. 侵略を不正とするギリシア世界の国際的現実とそれに応ずる意識との生成を考慮しつつ、
4. その生成した正義思想とスパルタの正義論との関連、およびスパルタの正義論の性格と変遷を、テキストの吟味にもとづいて究明し、
5. 最後に、アテナイもスパルタの正義論に対抗しうるような、原理的でスケールの大きい正義論をもっていたことを明らかにするよう努力したい。



## 4

スッラによる退役兵入植と  
ローマ植民市ポンペイの成立

坂井 聰

西暦前80年、カンパーニア諸地方には、独裁官スッラによる退役兵への土地配分政策の結果として、一説では10万人を超える退役兵が入植した。遺跡として著名なポンペイもその対象となり、独裁官の甥P.スッラに率いられた入植者が到来した。ポンペイはここに新たにローマ植民市 *Colonia Romana* として再組織されることになり、同盟市戦争以前のサムニウム人の町とは違った性格を帯びるようになる。

本発表では、この退役兵入植が、ポンペイの社会構造に与えた影響を種々のアスペクトから考察することで、前1世紀のイタリア社会の変容を解明する一視座を提示してみたい。具体的には、都市公職者のリストや、公共建造物の奉納者、墓碑等の銘辞史料を検討することで、この時期の都市上層者の構成とその変遷を追跡していく。また、これら退役兵に土地配分がいかなる方法・規模においてなされたのかということは、共和政末期の社会経済史の上で大きな問題であるが、ポンペイの場合は実際にどうであったかを、周辺の農業事情に即して解明する。さらに、この植民集団とサムニウム系の旧住民との関係も重要であるが、上述の銘辞史料やキケローのこれに関する叙述から、この問題を検討する材料を引き出す。これらの作業を通じて、従来とは異なった、ローマ史の史料として新たなポンペイ像が導き出されることを期待する。

最後に、余裕があれば、この植民集団のポンペイ域内における具体的な居住のあり方を、古代学協会が実施している現地調査の結果を踏まえつつ、ポンペイ都市形成史の上から検討してみたい。

## 5 アルヴァル兄弟団の政治的役割

阪本 浩

古い歴史を持つと考えられる農耕祭司団、アルヴァル兄弟団は、アウグストゥスによりデア・ディア祭祀を司る国家祭司団として復興され、毎年acta（行為記録）を大理石板に刻み続けた。このactaは不完全ながらもB.C.21から3世紀後半のものまで知られており、ローマ宗教史研究上貴重な史料となっている。これは一見すると、集会と祭儀行為の反復の単調な記録であり、伝統宗教の連続性を印象付けるものであるが、しかし69年を境にその内容と書式において少なからぬ相違が見られるように思われる。次の3点に注目したい。

- (1) 団員：ユリウス・クラウディウス朝期の団員は、共和政期以来の名門の出の貴族を数多く含んでおり、またその70%がコンスル級の官職を得ている。それに対してフラウィウス朝期の兄弟団にはパトリキが含まれておらず、皇帝属州長官等の要職に就いている者も少数になっている。
- (2) 祭儀の記録：ユリウス・クラウディウス朝期には、祭儀行為の記録は通例数行で簡潔に記されていたが、フラウィウス朝期からしだいに詳細になり、3世紀には数十行に亘る長大なものになっている。
- (3) 皇帝祭儀：皇帝と帝室に関する祭儀がユリウス・クラウディウス朝期には数多く記録されているが、69年以後は目立って少なくなっている。

本報告では、まず第一にこれらの相違の存在を確認し、第二にこれらの相違が現れた原因を探り、第三にそれらの諸要素相互の関連性について考察してみたいと思う。以上の作業を通して、元老院貴族によって構成された国家祭司団であるアルヴァル兄弟団が、ローマ国家において果たした、あるいは果たすべく期待された政治的役割を解明するための手がかりを得ようとするのが本報告の目的である。

## 中世史部会

### 報告者

三佐川亮宏（北海道大学）

藤井 博文（立命館大学）

大嶋 誠（大分大学）

青野 公彦（早稲田大学）

石黒 盛久（筑波大学）

# 1 前期中世における“ドイツ人”意識の形成

——民族名 Theodisci/Teutonici の出現を中心に——

三佐川 亮 宏

deutsch という語の歴史を文献史料の中に探し求めていくと、786年に史料に初出する中世ラテン語形容詞 theodiscus に遡ることができる。theodiscus の語義は本来、「民衆の」、「民衆に属する」等の普通名詞的なものであった。この形容詞は主に「lingua theodisca 民衆語」という組み合わせで用いられ、その表記対象は長期間「言語」の領域に限定されていた。このような事情は、876年以降に古典ラテン語形容詞 teutonicus が再び史料に現れ、徐々に theodiscus に取って替わってからもしばらくは不変であった。それでは、上述のような「民衆の」という普通名詞的語義は、いかにして「ドイツの」という固有名詞的語義へと変化したのであろうか。また、theodiscus/teutonicus の表記対象は、いつ頃から「言語」の領域を越えて「民族」あるいは「国」へと拡大したのであろうか。

このように deutsch の概念史的分析を通じて、“ドイツ人”意識の形成の一端を明らかにしようとする試みは、近年再び研究者の関心を集めつつある。かかる視点は、「ドイツ史の始まり」、「ドイツ=ライヒの成立」等の伝統的な問題と密接な関連をもってくるのみならず、「中世におけるナツィオーンの形成」をめぐる70年代以降の活発な議論においても重要な位置を占めているのである。

本報告では以上のような問題関心に立って、まず最初に786年から11世紀にいたるまでの史料事例を概観し、特に“ドイツ人”、すなわち Theodisci/Teutonici 等の民族呼称が史料に初めて現れる時点を検証する。次いで、この呼称が出現するにいたる政治的背景を考察し、形成期におけるドイツ民族のアイデンティティの問題について一つの手懸かりを得るべく試みたい。

## 2 10世紀マグデブルクの聖界領

藤井博文

エルベ河西岸に位置する都市マグデブルクは早くから歴史研究者の関心を引いてきた。中世前期のマグデブルクに関する研究についていえば、王権と都市との関係という側面とマグデブルクの都市的発展という側面が重視されてきたといえる。この二つの側面は相互に関連しあっているのであるが、王権と都市との関係という点では、東方のスラブ人に対するカロリング王権ならびにリウドルフィンガー王権の政策において、マグデブルクは重要な位置を与えられている。マグデブルクの都市的発展についていえば、王権による商人保護や市場開設、あるいは商人定住地の形成や市民 *cives* の自治確立といった点が論じられてきた。また、第二次世界大戦後に着手された発掘調査の成果もとりこみながら論じられる傾向もある。本報告はこのような研究状況の認識にたって、次のような順序でおこないたい。まず、その地名が史料に初めてあらわれるのはカール大帝の時代であるが、この時期のマグデブルクについて得られる知見を文字史料と考古学の成果によって整理したい。その次に、主として国王文書をてがかりにして、10世紀マグデブルクの修道院領の「準王領地」的性格を指摘する。そして最後に、10世紀マグデブルクに住んでいる住民について可能な限り接近してみたい。その際に、住民はなおさまざまな身分に区別されながらも、教会を媒介にして「平準化」し、共同体形成を進める萌芽を生みだしていたことを明らかにしたいとおもう。

## 3

## 大学人とその支援者たち

——「聖職禄希望者名簿」を中心に——

大 嶋 誠

本報告は、「聖職禄希望者名簿」にもとづいて、大学人と聖界、俗界有力者との人的関係を、ウルバヌスV世在位期（1362年—1370年）を中心に、明らかにしようとするものである。

西欧末期中世大学史研究にとって、「聖職禄希望者名簿」は、若干の史料的限界をもちながらも、学籍簿が整備されていない時期にあって、大学人の個人情報——氏名、出身司教区、聖職者としての位階、取得学位、さらに社会的出自など——を提供してくれる、貴重な史料といえることができる。

大学人が教皇庁に対して聖職禄を希望するさいに、一、個人で請願書を提出する、二、大学が提出する「聖職禄希望者名簿」にその名前を記載する、三、聖界あるいは俗界の有力者を、いわば仲介人として、彼らが提出する「聖職禄希望者名簿」にその名前を記載する、といったケースなどが考えられるであろう。

今回の報告では、これらのケースのなかから、三のケースを取り上げて、「聖職禄希望者名簿」を提出した人物と、当該名簿に記載されている大学人との間に、いかなる人的関係が存在するかを考察し、中世末期の大学人を取り巻く人的環境の一端を照射することにした。



## 4

## ヨハネス23世の正統性

—ピサ派のジレンマをめぐって—

青野 公彦

コンスタンツ公会議（1414—1418）は、1378年に勃発した大シスマを最終的に解決するために、ピサ統の教皇ヨハネス23世によって招集され、1414年11月に開会された。冒頭、ヨハネス23世は、公会議に対して、ピサ公会議（1409）での決定の再確認と徹底とを求め、声明を発している。というも、ピサ公会議での決定にもかかわらず、廃位宣言を受けたローマとアヴィニョンの2人の教皇が、一定の支持勢力を有してそのまま残存し、結局、三教皇の鼎立という事態を招いていたからである。

しかし、コンスタンツ公会議が、教皇不在のまま枢機卿団によって招集され開催されたピサ公会議の合法性を前提とし、当初その教皇統を「正統」と見なしたことで自体のうちに、実は大きな問題が含まれていた。すなわち、教皇ヨハネス23世が、ピサ公会議の合法性に依拠していたにもかかわらず、まさにそれを根拠に廃位されるという事態が生じたことである。

本報告では、コンスタンツ公会議初期の段階、つまり1414年11月から1415年1月に至る時期に、ピサ公会議の合法性をめぐって行なわれた教会法学的な論争に焦点をあててみる。その上で、同公会議でのヨハネス23世の廃位が、単なる政治的な権力闘争の結果ではなく、彼がピサ統の教皇として、ピサ公会議の合法性を正統化せねばならなかったことに由来する論理的な帰結であったことを明らかにしてみたい。また、その結果、12世紀以来高度に発達を遂げ、大シスマを解決すべくピサ公会議の合法性を見事に根拠づけた教会法学が、コンスタンツ公会議では破綻を来し、その後の教皇権の再建において、法的な決着を放棄せざるをえなくなったことを指摘したい。

## 5

## 神話的元型としての君主

——マキアヴェルリ政治思想における

ロムルス像と市民的君主制の理念——

石黒盛久

ロムルスとその事業が果たした機能の分析は、彼がその基礎を据えたローマの国制とその発展においてのみ、歴史の展開過程の純粹形態を見出だし、イタリア・ルネサンスの政治的現実をそれと対比することを通じて、独自の政治理論を練り上げたマキアヴェルリの立場を理解するために、決定的重要性をもつ作業だとG.サッソは指摘する。かかる見解を基軸に、『ディスコルシ』に結晶する彼の歴史観のダイナミズムにおいて、ロムルスないしは彼に象徴される如き国家生活の始源に位置する「立法者」の演じた役割を測定すると共に、そこに明らかにされた「立法者」の性格と、『君主論』に祈求される「新君主」の担う課題との比較を焦点に、マキアヴェルリ研究上最大の課題としての『ディスコルシ』と『君主論』との断層を止揚すべき新たな視点を提出する試みをなすところに本発表の主題はある。かような主題の探求の出発点として、『君主論』第9章に論じられた「市民的君主制」の観念を、『ディスコルシ』I-16~18に語られる、共和国の腐敗過程の昂進とそれに伴う改革断行者としての独裁者の必要性をめぐる議論との関連の下に取り上げたい。その結果として我々は、頽廢せる「共和国」を始源の「原理」へと立ち返らせる改革者と、「新君主」=新たな国家（社会）原理の樹立者とを、差異を有しつつも強度において連続した存在として整合的に理解し得るであろう。そしてまたそのような結果を通じて、マキアヴェルリが彼の同時代人と同様に、その生きる時代を歴史の発展過程の終末と再生のオメガ・ポイント（ルネサンス）として把握すると共に、彼がその「新君主」に、ロムルスやテセウス、あるいはモーセに代表される、「歴史」以前の神話的世界に活躍する始祖英雄の如く、社会=宇宙創造者、換言すれば「黄金時代」の再建者として行為することを期待していたという文化史的側面をも指摘できると考える。

## 近代史部会 1

報告者

川分 圭子 (京都大学)

松村 高夫 (慶応義塾大学)

大久保桂子 (国学院大学)

甲斐 祥子 (早稲田大学)

本田 毅彦 (京都大学)

# 1 19世紀初頭のウィッグと非国教徒

——ホランド・ハウスの人々——

川 分 圭 子

イギリス政治史研究においては、非国教徒とリベラリズム、ラディカリズムの関わりは古いテーマである。ウィッグ史観が全盛だった今世紀初頭の段階では、非国教徒とウィッグ党の同盟とそれによる政治改革支持と推進は、確認済みの史的事実として承認されていた。しかし近年になってこれに様々な疑念が提示されるようになってきた。例えばジョン・ブリューワー John Brewer は、リチャード・プライスやプリーストリーらに率いられていた改革派の非国教徒達はごく小さなグループでむしろ特殊な存在であったと主張している。またロイ・ポーター Roy Porter も非国教徒の改革への情熱は過大視されてはならないと警告を発している。しかし従来の解釈側も批判側も、対象としている時代や社会層が不特定で、生産的な議論がなされていないというのが現状であり、いまだ結論の行方は見通せない段階にある。

本報告では、フランス革命勃発前後から1830年までに時期を限り、またエスタブリッシュメントとその周辺的階層のみを対象として、この時期のウィッグ政治家と上流中産階級の非国教徒の関わりについて論じる。その際、このころ野党の本部的存在となっていたホランド・ハウスを舞台としたウィッグの政治家とその支持者達の交流に焦点をあてる。ホランド・ハウスは野党のリーダー、ホランド卿の館であって、そこには政治、経済改革を支持する知識人、審査法・自治体法の撤廃を要求する非国教徒などが集っていた。報告者の見ることでできた史料は限られたものであるが、それから知り得る限りにおいてホランド・ハウスに出入りした人々を明らかにし、彼らの思想、信条を調査していくことで、19世紀初頭時点のウィッグと非国教徒の関わりに光を当てることができるであろう。

## 2

英国ウォーリックシャー・  
ルナティック・アサイラム

—1852-1883年—

松村 高夫

1845年の「狂気法 Lunacy Act」は、アシュリー（後のシャフツベリー卿）の尽力により成立し、イングランドの各州毎に1つずつの公立精神病院を設立することを義務づけた法律であるが、ウォーリックシャー・カウンティ・ルナティック・アサイラム（W.C.L.A.）はその法律にもとづいて1852年に開かれたものである。「狂気法」が制定された背景には、「貧民狂人」にたいして私立の営利目的の収容所（マッド・ハウス）がもはや機能を果たせなくなっており、救貧法のワークハウスによる収容も限界にきていたことがある。同時に、医師ジョン・コノリーによるハンウェル・アサイラムでの患者からの拘束具撤去の成功（1839年）とそれを契機とするモラル・トリートメント運動の普及も、その背景にある。その運動は患者を早期にアサイラムに収容し、音楽を聴かせたり労働をさせることによって治癒させるという「治癒可能性に対する礼賛」を意味していた。じじつ、1954年までに、30のカウンティ・アサイラムのなかで、27がコノリーの無拘束の治療法を採用している。W.C.L.A.の医師パーシーも、コノリーのもとで訓練を受けた医師であり、無拘束の方針を採用した。しかし現実には、イングランド全体で治癒率は10%前後と低く、モラル・トリートメントの限界とされる600人をはるかにこえる規模になり、1860年代になると大規模化によって治療が破綻する公立アサイラムも出はじめた。

本報告では、1852年から30年間のW.C.L.A.の実態を、入所記録、患者登録簿（3,500名）、医師日誌、埋葬記録、医師報告書等によりトレースし、「狂気法」のもったパラドックスを地方史レベルで明らかにする。

### 3 ヴィクトリア時代の陸軍兵士

大久保 桂 子

イギリスといえば海軍国というイメージが強いためか、この国の近代陸軍史については今日にいたるまでほとんど顧みられることがなかったように思われる。しかしナポレオン戦争後のイギリス陸軍は、クリミア戦争以外に大規模な戦役を経験しなかったとはいえ、19世紀前半で10万、さらに世紀末にかけては20万におよぶ兵員を擁していた。

これらの兵力の圧倒的多数が、下士官以下の兵隊たちで占められていたことはいうまでもない。かれらの多くは失業からやむなく兵隊になることを選んだ下層出身者であり、買官制というチャンネルをつうじてリクルートされ、陸軍に独特のジェントルマンシップを持ち込んだ将校層とは著しい対照をなしている。

こうした一般兵士がどのようにリクルートされ、どのような条件で、どのくらいの期間従軍したか、といった基本的な事実さえ、実はわが国では紹介されたことすらない。この報告では、まずこうした事実を確認し、ヴィクトリア時代のイギリス陸軍が慢性的な兵力不足に悩まされねばならなかった事情を明らかにする。

陸軍は第一次大戦下の徴兵制導入によって抜本的な方針転換を迫られるまで、兵隊たちの妻帯を原則として認めなかった。この「強制的な独身主義」は、いっぽうでは独身兵士と売春婦の接触を、他方では既婚（無許可の）兵士の家族扶養義務の放棄という事態を招くことになる。兵士とそれにかかわる女性をめぐるこの2つの問題は、クリミア戦争後の陸軍改革の過程で、軍の士気・風紀の向上、兵士の健康管理に対する議論の渦中に投げ込まれ、軍独自の論理と当時の社会が容認する結婚・家族観とが鋭く対立することになる。

この議論を分析し、女性史からの陸軍史へのアプローチの可能性を探ることが、報告の第二の課題である。



## 4 イギリス極東政策における日本の位置

——日英同盟とイギリス世論——

甲斐祥子

20世紀初頭は、日英関係の転換期であった。それを最も端的に示すのは、日英同盟の締結である。イギリスの政策決定の背後には、どのような考え方があったのかを、世論の動向を中心に探ることが今回の発表の目的である。

当時は、マスコミが発達し、世論が政治に反映されるようになってきていた。その中で、発行部数こそ多くはないが、執筆者・内容共に高いレベルを保ち、政治的影響力も大きかった評論誌（レビュー）を中心に、新聞や諷刺雑誌なども取り上げ、日清戦争から日英同盟締結を経て、日露戦争までの、イギリスの対日世論の変遷を検討した。

「大英帝国」の市民は、半世紀前に開国した極東の新興国と同盟を結ぶことをどのように受け止めたのであろうか。日清戦争前までは、懸命に西欧化に努める出来の良い生徒というのが彼らの日本観であった。日清戦争での日本の勝利は予想外であったが、日本の強さより、清の弱体の方が大きな衝撃であった。

しかしその後、ロシアのシベリア・東清鉄道建設や、独・仏・米や日本の中国方面への進出強化や義和団事件などにより、極東情勢が複雑化して、イギリスの東アジアにおける軍事的・経済的優越性の低下が強く意識されるようになる。世界的規模でのイギリスの経済的地位の低下も看過し難いものになっていたこともあり、評論誌でも、伝統的な自由貿易と門戸開放の見直し論議が盛んであった。このような時に、イギリス極東政策が選択したのが、日英同盟なのである。当然、背景には日本評価の上昇があり、また日本の成功の原因を探ろうという試みも行われている。

日露戦争は、反露感情の高揚と共に、この傾向に拍車をかける。しかし一方で、日本の進出への警戒感も高まり、日英関係は更に変化していくのである。結局、イギリスの対日政策は、イギリスの東アジアだけでなく全世界における地位の変化を如実に示すものであったことが明らかになってくるのである。

## 5

最末期インド植民地官僚の  
キャリア・パスについて

本田 毅彦

インド高等文官制度 (Indian Civil Service) の研究においては、そのメンバーシップのリクルートメントの問題が、いささか突出しているとも言える。多くの研究者たちが、おのおのの守備範囲とする時代のリクルートメントの問題と、その時代に現役メンバーが直面した問題を結び付ける形で考察を行ってきた。しかし、ICSのごとく長期間にわたって継続性を維持した官僚制度について考える場合、その内部での、任官年次による「世代」差の問題と、キャリアの連続性の問題を等閑視することはできないと思われる。

第一次世界大戦が英帝国の屋台骨を揺るがし、英領インドにおける民族主義運動を一挙に加速させたことは、繰り返すまでもないが、ICSにとっても、この時期は決定的な分水嶺だった。だが、リクルート面だけに注目して、第一次大戦の前後でICSがまるで違ったものになってしまったかのように語るのは、厳密さに欠ける。キャリアの連続性のゆえに、こうした大きな変化を、なんらかの形で乗り切らねばならなかった世代が存在していたはずだからである。

本報告では、1892年から1914年までの時期にICSへ任官した者たちを網羅的に取り上げ、そのキャリア・パスを検討したい。彼らは、1892年に行われた採用試験制度改革の結果、最終的に辿り着いた精華とも呼ぶべき集団であり、その大半がオックスブリッジ出身者によって占められていた。しかも、1914年以後暫くのあいだ採用が跡絶えたこともあり、第一次大戦後に任官した者たちとは、はっきりと区別される性格を備えていた。任官時には、「帝国の前途」への不安は全く持たず、逆にメガロマニャックに、自分たちのことを、帝国を支配する超エリートだと考えていたであろう。そうした「支配者」としての幻想から醒まされ、「現代」世界への適応を余儀無くされた彼らの姿の中に、英帝国の性格の変化を読み取ることができるのではないだろうか。

## 近代史部会 2

### 報告者

真鍋 周三 (同志社大学)

浜 忠雄 (北海道教育大学)

岩井 淳 (静岡大学)

金井光太郎 (南山大学)

柴田 千早 (同志社大学)

# 1 18世紀ペルー副王領における ブルボン財政改革の影響

——アレキパ地域を中心に——

真鍋 周三

海外植民地をめぐる18世紀の英仏の抗争の結果、世界市場におけるイギリスの制覇が確立する。フランス側に立ってイギリスやポルトガルと戦ってきたスペインは、1739年に中米地峡部の新大陸貿易の拠点であったポルトベロを、また1762年にはカリブ海の貿易拠点のハバナをはじめ西インド領の一部をイギリスに奪われてしまった。イギリス（やポルトガル）の侵略攻勢の激化及び戦争への参加によって深刻化していく財政危機により、スペインは政策の転換を強いられる。広大な新大陸植民地の防衛強化の要請にあたり、国庫の増収が何よりの急務となったのである。そこでスペインは国内織物産業の育成強化と新大陸貿易の活性化及び市場規模の拡張、新大陸での増税政策の実施といった全般的構造改革によって国力を増強し、イギリスに対抗することにした。これが、1763年から1787年にかけて推進されたカルロス3世の改革（ブルボン改革）の中軸である。

ところで、この改革は植民地時代スペイン系アメリカにおける最大の改革といわれるにもかかわらず、これに関するわが国での研究はほぼ皆無といってよい状況にある。

本報告では、諸改革の中から増税政策を中心とする財政改革をとりあげ、それが1780年までのペルー副王領アレキパ地域に及ぼした影響について検討を行ってみたい。そして1780年1月に発生したアレキパ蜂起ならびにそれが意味するところを考察して、1780-1781年の中央アンデス南部高地（シエラ南部）における大反乱の方向性を捉える場合の一助としたい。

## 2 「フランス領植民地サン=ドマング憲法」 からみたハイチ革命

浜 忠 雄

「フランス領植民地サン=ドマング憲法」(Constitution de la Colonie Française de Saint-Domingue)は、ハイチ革命(1791-1804年)の展開過程において、その最大の指導者トゥサン・ルヴェルチュール(Toussaint Louverture)によって1801年7月8日に公布されたものである。

本報告では、「憲法」全文の試訳を与えるとともに、これを手がかりに、17世紀末以来フランス領植民地であったサン=ドマングがフランス革命のさなかの1791年8月に起こった一大黒人奴隷蜂起を発端に以後12年余に及ぶ激しい闘争を経てラテンアメリカにおける最初の独立国たるハイチを建国するに至るハイチ革命とトゥサンの権力の性格に関わって、①「事実上の独立宣言」、②「奴隷制の永久廃棄」、③「再版奴隷制」、④「新しいデスポティズム」、⑤「民衆文化からの乖離」の諸項目に言及する。

奴隷制の永久廃棄を明記するとともに自律的権力の構築につながる諸規定を盛り込んだ「事実上の独立宣言」である「憲法」は、黒人奴隷解放と植民地独立のための闘争としてのハイチ革命の精神を法的に確認したものであるが、同時に、革命の展開と諸外国の軍事介入によって麻痺した生産の再開、植民地支配の下で強制されたモノカルチャー・プランテーション経済の扱い、新しい国家形成のための権力の「創造」という問題に加えて、革命を支えた民衆のエネルギーへの対応など具体的かつ切迫した諸課題の解決策を示したものである。

「憲法」の検討をとおして浮き上がってくるトゥサン像は、「奴隷解放の指導者」と「軍事的独裁者」の同居、あるいは前者に対する後者の優越である。報告では、この点を詳論しつつ、かかる二側面の同居ないし「軍事的独裁者」の側面の優越の依ってきたる所以についても考察を試みたい。

### 3 ニューイングランドとピューリタン革命

——ジョン・コトンの千年王国論——

岩 井 淳

本報告は、ニューイングランド・ピューリタニズムの指導的人物として知られるジョン・コトン（1584-1652）を取り上げ、彼の思想を千年王国論を中心にして検討し、彼の思想がピューリタン革命の展開と密接な関係にあったことを考察するものである。

従来の研究は、英米のピューリタニズムを英米別々の文脈においてとらえ、それぞれの文化的特質の起源にすえる傾向があった。アメリカ・ピューリタニズムの研究を例にとれば、「アメリカ史の伝統を探求し」「アメリカのアイデンティティの源流を求め」といった問題意識に立脚して、今世紀前半から、ペリー・ミラーらによって精力的な分析が進められた。彼らの研究は、鋭い洞察と丹念な実証によって裏付けられており、充分尊重されねばならないが、最近の研究は、ミラーらに対して、ピューリタニズムにおける「知性」の役割を強調しすぎており、また同時代の対英関係を軽視する一国史的な傾向があることを指摘している。これらの批判は、1960年代からアメリカ・ピューリタニズム研究において、終末論・千年王国論研究が活況を呈し、1970年代から英米ピューリタニズムの交流関係に注目する「大西洋横断的アプローチ」(S.フォスター)が登場したことと決して無縁ではない。

従って、本報告でも、最近の研究動向を念頭において、以下のような順序で考察を進めることにしたい。それは、第一に1633年にイギリスから渡米したコトンの移住の動機を探り、第二に移住後の彼の思想を千年王国論を中心にして検討し、第三に内戦勃発後の彼の思想をピューリタン革命との関連でとらえ、最後に彼の影響力を測定することによって、17世紀の新旧イングランドが密接な提携関係にあった点を示すことである。



## 4 印紙条令一揆にみる ローカリズム・市場・国家

金井 光太郎

本報告は18世紀イギリス・アメリカ両地域を比較して、主として印紙条令をめぐる紛争から革命から建国に至るアメリカ社会と国家権力との関係、性格を明らかにしてゆきたい。特に、アングロ・サクソンの伝統であるローカリズムと中央集権権力との葛藤、せめぎ合いの相異に着目する。J.ブルーワの指摘するように、17世紀から18世紀にかけて、イングランドは相次ぐ対外戦争を遂行する中で、国家機構を整備し、特に財政上の必要から地方にまで中央の徴税機構を浸透させた。他方、それと共に、地方社会の反撥を十分吸収できるように代表性を充実させて責任ある政府を実現していった。それは階層的に言えば、地方のジェントリ層が商工中産階級と一緒に国家レベルでの権力を支え、同時に権力の助けによって自らのヘゲモニーを確立してゆく時期であった。丁度その時期にスチュアート朝の絶対主義から逃れて入植した人々が中心に設立した北米植民地では、本国の国家レベルの権力による浸透を受けず、ローカリズム、狭いコミュニティの中での自律、自足的な秩序を発展させていった。しかし、社会的には安定した秩序の下急速に拡大する市場関係が、抵抗や反撥もありながら、イングランドと違ってジェントリのみならず民衆をも巻き込んで、ローカリズムを脅かし、共同体的価値観を揺るがせて、アメリカ植民地社会を不安定な状態においた。そこに七年戦争後本国議会在課した印紙税は、ローカルな共同体をこえて国家レベルでの責任および権力体制の中に組み入れられていない植民地に、反対運動を呼び起こし一気に権力の空白を生じさせた。しかし、国家権力に対して同意による課税の伝統的な理念を掲げて抵抗のイニシアチブを執ったジェントリは、民衆の行き過ぎを抑えると共に、市場関係から生ずる利害対立の解決に対処せねばならなかった。集権的軍事、徴税機構としてでなく、独自の権力、合衆国を創設するに至る。

## 5

## U.E.ロイヤリストと ノヴァスコシア植民地の分割

——ノヴァスコシアにおけるアメリカ革命の余波——

柴田 千早

U.E.ロイヤリスト (The United Empire Loyalists) は1783年以前に現在のカナダの地に亡命したアメリカ革命のロイヤリストの総称である。彼らの数は4万人以上にのぼると言われており、そのうちのほぼ半数にあたる人々は当時のノヴァスコシア植民地西部に入植した。彼らの移住後まもなくの1784年、その地域はノヴァスコシア半島から分断されて新植民地ニューブランズウィックとなるわけだが、ノヴァスコシア植民地の分割は何故この革命直後の混乱期に行われなければならなかったのだろうか。

U.E.ロイヤリストの中で「中立のヤンキー」的ノヴァスコシア人社会を嫌った人々は、植民地内でも当時未開同然だった地域に入植して、「より良きニューイングランド」となるべき大陸版イギリス風社会の形成を目指すことになった。そして彼らは自分達の理想社会を実現させるために、その地が別の新しい植民地となることを必要とした。一方、イギリス本国政府はアメリカ革命での苦い経験を教訓として新しい北米植民地体制について模索していた。両者の思惑と要求が符合した結果、植民地分割が革命直後に行われたのであった。

U.E.ロイヤリストはアメリカ史とカナダ史の接点である。本報告では、彼らの革命直後の動きに焦点を絞って検討していくことによって、アメリカ史のコンテクストの中だけでは捉えることのできない、アメリカ革命のもう一つの像を見ていきたいと思う。

## 近代史部会 3

### 報告者

山根 徹也 (東京大学)

下田 淳 (東京電気大学高校)

竹本 秀彦 (弘前学院大学)

志垣 嘉夫 (九州大学)

立川 孝一 (筑波大学)

## 1 「三月前期」のベルリンにおける民衆運動

山根 徹也

ドイツの1848年革命は従来、「ブルジョア革命」論の図式にそって解釈されることが多かった。しかし、1848年に展開した諸運動は、この図式によっては説明できないほど多様であることが、近年の研究によって示されてきている。それらは、目的も行動様式も互いに異質な自律的な諸集団によってなわれたのである。それゆえ、あらためてこの諸集団の運動の相互の関係を問うことが必要となってきた。1848年におけるそのような諸関係を歴史的に捉えるためには、まず「三月前期」の状況を検討する必要がある。

三月前期のベルリンではドイツの他の地域と同様に、「暴動」ないし民衆による集合的な直接行動が数多く起きている。そうした行動の分析は、この時期の民衆のおかれた社会的状況を照らしだす。本報告では、それらの「暴動」における民衆の行動様式や、それを取り巻く状況の分析によって、民衆の固有の論理を明らかにし、それを手がかりに、三月前期のこの都市において民衆と国家や市民層とのあいだにいかなる相互関係があったかを捉えることを課題としたい。具体的には、これらの蜂起を通じて立ち現われてくる、民衆の娯楽をめぐる問題、食糧供給をめぐる問題、民衆的君主主義の問題、そして国家の蜂起に対する対応の問題等を検討することになる。これらの蜂起において明らかになる民衆と当局等との関係は、単純な対立関係としては説明できない両義的な性格を帯びており、そのような緊張関係のありかたとその変化ということが問題になるであろう。

最後に、この点を踏まえて、1848年革命下のベルリンの民衆運動が、三月前期のものとの関連において、どのようなものとして捉えうるかを展望したい。

## 2 1844年トリーア聖上衣巡礼と プロイセン・カトリック教会政策

下 田 淳

一般に、「伝統的社会」から「近代社会」への移行期を宗教という側面から考えた時、それは一つには、宗教的諸制度を国家権力による一元的支配のもとに統括していく（あるいは、そう試みていく）過程であると予想される。プロイセンの場合、これは、プロテスタント教会同様、ローマ・カトリック教会についても当てはまることであった。とりわけそれは、「近代国家」建設が急務となっていた3月前期において顕著にみられた現象と考えられる。

従来の教会史によれば、3月前期のカトリック教会をめぐる状況は、「国教化主義」と「教会自治の原則」を両極としつつ進展したといえよう。後者にかんして言えば、とりわけ30年代のケルン事件は、国家に対するカトリック教会の「自由」を表したものとして（この場合「国教化主義者」に対する「教皇権至上主義者」の勝利と解される）、後の「文化闘争」にもつながるものと捉えられる場合もある。40年代のトリーア聖上衣展についても、長らく同様な意味あいでは考えられてきた。

これに対して、ヴォルフガング・シーダーは、トリーア聖上衣巡礼は決してカトリック教会の国家からの「自由」を表したものではなく、むしろ、これによってカトリック教会は、反革命路線ということで国家と一致し、革命およびそれ以降国家の保守的安定のための礎であり続けたと結論した。

本報告では、このトリーア巡礼を例にとり、どの程度プロイセン国家によるカトリック教会への管理・統制が成功していったのかという問題を整理してみたい。

### 3 ドイツ啓蒙史学の系譜と Historik の歴史

——イェルン・リューゼンの Historik を中心に——

竹本 秀彦

第二次世界大戦後のドイツ歴史学界は、戦争の反省とともに、史学史を批判的に検討することから出発した。ベデカー、イッガースらが編集した『啓蒙主義と歴史学』（1986年）、ムーラックの『ヒューマニズムと啓蒙主義時代の歴史学』（1991年）、ブランケの『Historikとしての史学史』（1991年）などは、上述の反省や検討が「近代とは何か」という問いや啓蒙史学の再検討とけっして無関係ではないことを示している。

そこでは啓蒙史学、歴史主義、歴史的社会科学三者の理論的關係、歴史的關係が比較検討されている。歴史学の基礎論の問題としては、合理的世界と非合理的世界との境界をどのように条件づけるのかが問われている。境界条件の問題は、『歴史と理論』誌上のアンカーズミットとザゴリンの「歴史叙述とポストモダニズム」をめぐる論争からもわかるように、歴史学の方法論上の「ポストモダン」の課題となっている。学問史的観点からは、ドイツの啓蒙史学がヒューマニズム的・レトリック的な歴史的思考を科学化し、Historikに発展していったことが述べられている。その科学化を促進した歴史家はJ. Chr. Gatterer、L. Schlözer、A. H. Heerenらである。

啓蒙史学は、市民的解放の思想にささえられながら、歴史学の科学化の道を歩み、啓蒙期の新しい大学、ゲッティンゲンやハレで Historik として講義され現代まで存続してきた。Aufklärungshistorie が Aufklärungshistorik として成立して以来 Historik の歴史が可能になったといえよう。

ここでは、歴史学の基礎論の問題として、ドイツ史学史上啓蒙主義後期（Spätaufklärung）に成立した Historik が、ポストモダンの Historik といかにかかわるのかを、リューゼンの Historik に検証してみたい。



## 4 デイジョン高等法院長ジルウの犯罪 ——1638～1643年——

志垣嘉夫

16世紀後半の宗教戦争、17世紀前半の三十年戦争は、ここブルゴーニュ地方にも甚大な被害を与えた。民心は乱れ、暴動は頻繁に発生し、対人犯罪は日常茶飯事となって民衆世界に恐怖を引き起こし、政治・社会情勢は混迷の度を深めた。この時代の都市と農村がいかに荒廃したかはG.ルップネルの名著を繙けばよい。また、高等法院刑事局(La Tournelle)の裁判史料は当局がいかに数多の対人犯罪の弾圧に努めたかを示す恰好の証拠となった。

17世紀中葉頃にデイジョン高等法院が裁いた一つの刑事事件はブルゴーニュの古都の頽廃した社会の暗部を照射する。すなわち、在地諸勢力としての高等法院官僚間＝門閥家間の葛藤、高等法院管轄区＝地域特自主義(particularisme local)の枠を越えた訴追の様態、後年の例えばN.フック訴訟に見られたような臨時特別裁判所を彷彿させる国王政府主導型の裁判組織、総じて17世紀前半における地域社会のざらざらした暴力的風土といったものを明らかにするのである。

事件はフランス王国の隆盛と国王の尊厳の確立を希求するリシュリューの時代に起こった。1638年9月6日、デイジョン会計院長(président à la Chambre des Comptes)フィリップ・バイエ(Philippe Baillet)がデイジョン高等法院長(président à mortier)ピエール・ジルウ(Pierre Giroux)によって殺害されたのである。バイエ家もジルウ家も血統と官職によってデイジョン市民一目おくところの閥族、家系を辿れば前者が旧家、後者が新興の違いはあるが、幸いこの重罪事件に関する全ての裁判史料はデイジョンのコート＝ドール県古文書館整理符号B12175として今日に至る。概要は、ド・ラ・キュージースが『デイジョン高等法院史』(M. De La Cuisine, *Le Parlement de Bourgogne depuis son origine jusqu'à sa chute*, Dijon, 1864, Tome Deuxième.)で叙述したに過ぎぬ。本報告はこの裁判史料のトータルな検証に基づくものである。

## 5 ミシュレにおける歴史と想像力

——『フランス革命史』を中心に——

立川 孝一

『フランス革命史』7巻（1847～53年）が刊行されたときのフランスは、二月革命から第二帝制に至る激動期であったが、ミシュレ自身もまた、歴史家として、人間として大きな岐路に立たされていた。イエズス会批判はコレージュ・ド・フランスでの講義停止を招き、帝制への宣誓拒否は彼から公的地位を剥奪した。こうしてアカデミズムの世界から追放されたミシュレではあったが、彼の創作力は衰えることなく、「博物誌」*histoire naturelle*の連作を経て、あの『魔女』へと至る。

学者としての地位を確立した『フランス史』（1833～44年）と晩年の『魔女』（1862年）との中間に位置する『革命史』は、大学の教授から在野の作家へと変わるミシュレの転換期に書かれている。40歳にしてコレージュ・ド・フランスの教授となったミシュレではあったが、まさにその時、人生の歯車が狂いはじめる。妻ポーリーヌの死、最愛の友デュメニル夫人の死、そして父の死。登りつめた階段を再び下りはじめた彼の目に見えてきたものは、彼のうちなる「民衆」と「女性」であり、それまで語られることのなかった「自己」自身であった。

とはいえ、私の報告の主たる目的は、ミシュレへの伝記的アプローチではない（ただし、歴史心理学の手法を応用したA.Mitzman, *Michelet, Historien*, 1990からは少なからぬ示唆を得ている）。むしろ、『革命史』というテキストの中で、「民衆」や「女性」がミシュレによってどのように描かれているか（歴史的対象としてではなく、彼自身としてどれだけ自覚化されているか）ということ、歴史的事件の叙述を通して見ていこうと思う。なお、テキストは1847年に刊行された第1巻と第2巻を使用し、事件としてはバスチャーユ襲撃とヴェルサイユ行進（1789年）、そして連盟祭（1790年）を主としてとりあげる。

報告の範囲を革命初期に限定したのは、1791年以降にはジャコバン独裁の問題があらわれてくるからであり、マラーとロベスピエールを憎悪するミシュレの心理分析は、今後の課題として残したい。

## 現代史部会 1

### 報告者

杉原 達 (大阪大学)

佐藤 真一 (国立音楽大学)

加藤 義明 (早稲田大学)

熊野 直樹 (九州大学)

解良 澄雄 (東京都立大学)

## 1 日本におけるドイツ帝国主義史研究の諸問題

杉原 達

日本におけるドイツ帝国主義史の研究は、従来、資本輸出の形態や政策決定過程の意図と過程の分析に力点が置かれてきた。だが伊藤定良、飯田収治氏のドイツ＝ポーランド関係史に関わる近年の研究、あるいは永原陽子、富永智津子氏によるドイツ植民地史・アフリカ史に関する研究は、新たな問題領域の開拓を告げている。各労作には、内への選別・排除と外への膨張との連関を、歴史具体的かつ論理的に解明しようとする自覚的な姿勢がみられるのである。実は、拙著『オリエントへの道——ドイツ帝国主義の社会史——』（藤原書店、1990年）で追究しようとした問題意識のひとつもまた、この点に置かれていたのであった。

さて本報告の課題は、E.サイードのオリエンタリズム論に大きな刺激を受けながら、「同化」という概念を、帝国主義分析の枠組みとして再規定する可能性を探る点にある。

同化は、支配的文化への同一化とみなされがちであるが、一時的・部分的な、それゆえ変更可能な単なる政策でもなければ、各自の意識の在り方といった問題だけでもない。それは、諸個人を支配的な体制システムの側に包摂してゆく過程、すなわち強制的に一拳に、あるいは部分的にじわじわと、諸個人を解体し作り換えてゆくダイナミックなプロセスではないであろうか。それゆえ社会構造・社会意識・主体形成という3つの領域における変容過程として総合的に分析される必要があるが、そのうち社会意識のレベルにおいては、ショーヴィニズムを軸とした社会的合意の形成が、重要な意味をもつと考えられる。

差別と侵略の同時存在を成り立たせる場としての社会意識のレベルに注目しながら、ドイツ帝国主義史研究が現在の日本における歴史研究にとって投げかけ得る問題性について、若干の考察をおこなってみたい。

## 2 トレルチと第一次世界大戦

佐藤 真一

ロシア革命とアメリカ合衆国の参戦が生じた1917年は重要な画期をなす年であり、ドイツにおいて、戦争目的および内政改革の問題をめぐって一層の両極化が引き起こされた時期である。この両極化は、「ドイツ祖国党」ならびにその対抗組織である「自由と祖国のための国民同盟」の結成によって促進された。

本報告では、国民同盟の結成に参加し、当時この同盟の「精神的指導者」とみなされていたエルンスト・トレルチ (Ernst Troeltsch 1865-1923) の立場を、祖国党の熱心な擁護者となったゴットフリート・トラウプ (Gottfried Traub 1869-1950) のそれと対比することによって、浮き彫りにしてゆきたい。

ところで、大戦の経過とともにトラウプとまったく異なる見解をもつに至ったトレルチであったが、大戦前には、トラウプの『倫理と資本主義』(1904) を読んで深い感銘を受け、また自らの『社会教説』(1912) をトラウプから高く評価されていた。それゆえ両者には、少なからぬつながりがあったのである。

また、大戦勃発直後にも両者は「8月の日々」の高揚とともに経験した。開戦後まもなくトラウプが公刊した“Eiserne Blätter”(大戦中に100号近く出された) の文章に、トレルチは共感を寄せている。

ところが、トレルチがハイデルベルク大学の神学教授の地位を離れてベルリンに移ってくる(1915年夏学期より講義開始)頃には、トレルチのトラウプ宛書簡が示しているように、すでに両者の間には見解の相違が芽ばえており、この相違は年とともに深まってゆく。この経過を辿りつつ、第一次大戦期ドイツの思想状況の一端を解明したい。

なお、トラウプは1913年以來プロイセン邦議会の進歩人民党の議員であったが、彼の右傾化のゆえに、1917年には同党より除名されるというユニークな経歴の持ち主である。

### 3 ドイツ共産党の労働組合政策

——ヴァイマル時代末期のルール地方を中心に——

加藤 義明

ドイツ共産党 (KPD) は、1929年6月の第12回党大会以後、「社会ファシズム」論と「下からの」統一戦線戦術とに特徴づけられる極左路線を積極的に推進した。この路線を背景に生まれた労働組合政策が、「革命的労働組合反対派 (RGO)」政策である。世界恐慌と失業者の増加、KPDの理解によるところの国家権力・資本の反動化と社会民主主義勢力のファッショ化、そしてナチスの躍進といった国内状況を背景に、革命実現のため、労働者階級の多数派を早急に獲得することが、KPDの緊急課題であった。しかしながら、30年9月の国会選挙において、社会民主党 (SPD)、ナチスに次ぐ第3党に躍進したものの、依然として労働組合や経営内に、組織的基盤を確立することはできなかった。党中央は、このような党勢不振の原因を党路線そのものに求めず、極左路線を実行しない党内「右派」や「調停派」を粛清することによって、党路線の正しさを党内外に示し、その遂行を党員に強いたのであった。そしてRGO政策は継続され、SPD・自由労働組合との対立、緊張関係が依然として存在し続けたのである。このような状況下の30年11月、KPDはRGOを中核とする赤色組合「ベルリン金属労働者統一連盟 (EVMB)」を設立したのに続き、31年1月ルール地方において、「ドイツ鉱山労働者統一連盟 (EVBD)」を設立した。

本報告では、EVBD設立前後のルール地方におけるKPDの労働組合政策を分析し、その問題点を考察したい。まず、党中央の採用した極左路線とRGO政策を、ルール地区指導部がどう受けとめ、この地区における党活動の中で具体化していったかを検討し、次にEVBD設立へと向かうことになる、30年半ば以降のストライキ闘争を分析したい。史料上の制約があるため、EVBDの実態を解明することは不可能であるが、本報告がRGO政策の研究の一助となれば幸いである。

## 4 ヴァイマル末期におけるドイツ国家国民党

——全国農村同盟との関係を中心に——

熊野直樹

1933年1月30日に成立したヒトラー内閣は、ナチスと伝統的保守派との「同盟」によって成立したものであった。その伝統的保守派をヴァイマル期を通じて政治的に代表した政党が、本報告での対象となるドイツ国家国民党(DNVP)である。事実ヒトラー内閣には、DNVP党首フーゲンベルク(Alfred Hugenberg)が、経済相並びに農業・食糧相として入閣している。

しかし、DNVP指導部は、ヒトラー内閣が成立する直前までヒトラーの首相就任には強く反対の立場をとっていた。特にフーゲンベルクは、ヒトラーの首相就任はナチスの「独裁」を招くとして反対していたのである。そのフーゲンベルクがDNVPの幹部並びに彼の側近の反対を押し切って、敢えてヒトラーの首相就任を認めてまで入閣したことは、フーゲンベルクをはじめとするDNVP指導部にとって、最大限の「妥協」に他ならなかった。その際、問題となるのはこの「妥協」の理由であり、何故彼がヒトラーの首相就任を認めて敢えて経済相並びに農業・食糧相として入閣したのか、ということである。実はこの背後には、農村の危機的状況とそれを反映した全国農村同盟(RLB)からの強い働きかけが存在していたのである。

ヒトラー内閣成立直前においてRLB指導部は、政府との関係断絶や東部救済スキャンダル、農業恐慌の一層の深刻化といった危機的な状況に直面していた。ヴァイマル末期においてRLBの農業利益を尚も代表してきたDNVP指導部、特にフーゲンベルクにとって、こうしたRLBの状況は何らかの緊急な救済処置をとる必要性を示していたのである。本報告ではこのような観点からDNVPとRLBとの関係について考察する。ここでは、フーゲンベルクがヒトラーの首相就任を認めて敢えて入閣していく過程を、RLB指導部との関係のなかでとらえ直してみたい。

## 5 ナチスのポーランド占領政策 —— 占領当局とポーランド社会 ——

解 良 澄 雄

従来のポーランド占領政策研究では、占領をめぐるナチスの意図、そして占領をめぐるナチス内部の権力構造、占領地からの収奪のナチス軍需経済全体にとっての意義、などが中心に解明されてきた。それらの研究の意義は否定しえないが、それらは占領そのものの社会的実態については解明するものではなかったといえる。それに対して占領の社会的実態を明らかにする研究も、1970年代後半以降現れるようになってきているが、それらもポーランド人の側の占領下の変化に力点をおいた研究であり、ナチス側の占領政策の実態に力点をおいた研究は非常に少ない。

ここではナチス側の史料によって、ナチス占領当局の政策の実態をポーランド社会との関連で解明することを目指すものである。ライヒへの労働動員及び在ポーランドの軍需工業への労働動員の問題についてみていくと、占領当局は強制的方法を中心とした様々な方法で、大量のポーランド人の動員を達成した（当局側にとってはそれは不十分な数であるにせよ）。こうした動員は、戦況がナチスにとって悪化し、ポーランド人の抵抗が強まり、労働力が枯渇していく、1943年から1944年前半になっても続くのであった。

ここで早急な結論を導き出すことはできないが、ポーランド占領については、占領政策に被占領住民が統合される秩序立った占領体制を想定し、それを基準に早々に「占領体制の崩壊」を結論すべきではないであろう。むしろ過酷な抑圧の中で、占領体制の中への住民の強制的組み込みと、住民のそこからの離脱・抵抗とが常態化した社会と見て、その中でナチスの支配の方法とポーランド社会との関係を解明していく必要がある。

（なお、今回は報告者のポーランド語力の関係上、ドイツ語の史料、研究文献のみに依拠せざるを得なかった。ポーランド語文献を踏まえた検討は今後の課題としたい。）



## 現代史部会 2

### 報告者

中嶋 毅 (岩手大学)

戸田三三冬 (文教大学)

八嶋由香利 (東京大学)

石塚 省二 (富山国際大学)

渡辺 克義 (東海大学)

# 1 H.B.ウストリャーロフと道標転換派

——ソヴェト権力と「ブルジョア知識人」——

中 嶋 毅

ロシア十月革命とそれに続く混乱の時期、多くの知識人が追放されあるいは自らロシアの地を捨てて亡命することになった。しかし、亡命したロシア知識人のソヴェト権力に対する姿勢は、必ずしも一様ではなかった。とくに国内戦におけるソヴェト権力の勝利とネップの導入は、亡命したりベラル知識人の一部の間で、ある種の思考転換を引き起こすものであった。彼らは、「列強としてのロシア」の復興を追求し、その限りでソヴェト権力を容認するようになったのである。

このような思想傾向の知識人たちは、1909年に出版されたインテリゲンツィヤ批判の書たる『道標』をもじって、パリで雑誌『道標の転換』を発行した。そこからこの思想傾向は「道標転換派」と呼ばれるようになる。この論者たちは、「強大なロシア」を守るための「独裁」を擁護し、ボリシェヴィキに対する武装闘争の停止とソヴェト権力との和解を亡命知識人に呼びかけたのである。

道標転換派のこうした呼びかけは、ソヴェト権力下に留まった知識人や技術者たちの間にも大きな反響を呼び起こした。さらに道標転換派の思想は、「ブルジョア専門家」を引き入れる必要性を痛感していたソヴェト権力によって、一定の肯定的評価を受けることになった。

本報告では、道標転換派の主要な論客のひとりH.B.ウストリャーロフを中心に上げ、彼のソヴェト権力に対する思想を考察することを通じて道標転換派の動向を明らかにし、さらに、ソヴェト権力が道標転換派をどのように捉えていたかを同時に考察することを課題とする。その際に、道標転換派の影響を受けることになったソヴェト権力下の「ブルジョア知識人」の対応にも言及したい。

## 2 イタリアにおけるフェデラリズムとアナキズム

戸田 三三冬

「ヨーロッパ共和国」の実現は、ナポレオン戦争後の国際的な反動体制による「王政復古」路線に対峙した、ヨーロッパ民主派の夢であった。バクーニンはひとたび「スラヴ連合」を考え、マッツィーニは「青年ヨーロッパ」を組織する。

1848年革命の現実、いかなる「共和国」かを提起する。ミラノの5日間のあと、カッターネオは彼の共和主義をフェデラルな「ヨーロッパ合衆国」と規定し、その有効なモデルをアメリカ合衆国とスイス連邦に求めた。この中でイタリア部分がどのようにあるべきかについて、彼が明確に、歴史的なコムーネの文化を尊重する「イタリア合衆国」を提起するのは、このやや後である。カッターネオは、これを政治革命によって実現しようとしたかに見える。同じ頃ピサカーネは、民衆による社会革命を構想していた。しかし、現実のイタリアは「君主制の統一」におわる。

アナキズムとして出発したイタリアの社会主義は、カッターネオとピサカーネの課題をひきつぐ。1872年に生まれた「ナポリ・働く者の連合」は「連合主義的社会主義」の出発であった。それは、個的であれ集合的であれ、人と人とを結ぶ関係のあり方を、「下から上へ」(バクーニン)と自発的に創られていく「自由連合」に置いたのである。それは、国内的にも国際的にも、近代国家支配層群のヘゲモニーにとって、真向から対立する民衆の組織原理であった。

北部における大工場の出現とマスとしての大衆の登場によって、議会主義政党としての社会党が出発する。1898年、南部出身の社会主義者サルヴェーミニは、南部の立場からカッターネオのフェデラリズムを再発見する。サルヴェーミニの連合主義は、グラムシ、ゴベッティ、C. ロッセリらによって継承されて行くが、他方、アナキズムの自由連合主義は、マラテスタを経てファップリやベルネリに受け継がれる。

反ファシズム運動とスペイン義勇軍への参加のなかで、両者のフェデラリズムは、日常生活を含み込む運動原理として理論的彫琢を迫られる。1935年12月におけるベルネリ

ロッセリ論争は、両者の課題と共闘関係の模索を誠実に反映しているが、この道は、37年5月スターリニストによるベルネリの、6月ファシストによるロッセリの暗殺によって、ひとまず閉じられる。

### 3 スペイン内戦期のカタルーニャの農業問題

——土地集産化をめぐる農民間の対立——

八 嶋 由香利

本報告は、スペイン内戦（1936～1939年）の勃発とそれに続く社会変革の波を、カタルーニャの農民がどう受け止め、また対応しようとしたのかについての考察である。まず、土地集産化に対して、多数の農民（とくに借地農や小土地所有農民）はこれを歓迎しなかった。(ア)土地集産化の試みが、内戦以前のカタルーニャでは皆無であった、(イ)集産化を実際に行ったのは、地区革命委員会メンバー、バルセロナ及び他の地方都市からやって来た活動家、及び一部の農業労働者で、農民の意志とは関わりなく半ば強制的に行われる場合が多かった、などの点を考えると、農民の反発は自然なもので、これを「反革命的」と決めつけるわけにはいかない。

一方、自治政府の農業政策に対する農民の反応はどうであったか。食糧不足を緩和するため、自治政府は農協を基礎とする強制的な食糧収集システムの成立をはかり、同時に集産化農場をこれに取り込むことで、混乱した農業経済秩序を回復しようとした。しかし、上からの経済統制は、社会不安の中で農産物を手離すことを恐れた農民の抵抗にあった。

結局、農民は農村の外からの変革の動き、経済の上からの統制の双方へ背を向け、闇取引という利己的行為へ向かった。それは、戦争と革命という非常時における最も確実な自衛手段であり、農民の外部世界に対する不信の裏返しでもある。内戦期カタルーニャ農民のこうした行動は、バルセロナという強大な都市を抱えるカタルーニャの都市と農村の関係を理解する上で示唆に富むものである。

## 4 ポーランド知識階級のロシア革命批判

石塚省二

「ボルシェヴィズムとは、西欧文明がまだなお押えることができないでおり、あらゆる伝統の歯止めを断ち切ることによって生み出された条件の下で社会的勢力として中心を占め、大衆運動に守られた、かの反文化的志向の力と価値の極限的表現とその判断基準となるものなのである。」(F.ズナニェツキ『西欧文明の没落』ポズナニ、1921年、第5章「ボルシェヴィズムの波」冒頭文)

日本のロシア史研究者の「期待の地平」をはるかに越えた「ソ連邦の消滅」という人類史上極めて象徴的大事件は、「ロシア革命」への反照をうながさざるを得ない。

本報告では、「ロシア革命」を隣りにみたポーランドの知的エリートの「意識分析」として、Florian Witold Znaniecki (1882-1958) の「ロシア革命批判」(1921年)を取り上げる。

その際、西欧規模での代表的「ロシア革命批判」として、Max Weber (1864-1920)『社会主義』(ヴィーン、1918年)とBertrand Russell (1872-1970)『ボルシェヴィズムの実践と理論』(ロンドン、1920年)を比較検討する。

[報告者による関連論文] ①『社会哲学の原像』(世界書院1987)、②「ポーランド『連帯』の文化社会的背景とその政治経済的帰結」(『経済評論』'86.12月号)、③「ポーランド社会学の展開とその諸相」(『社会学史研究』第9号)、④「ポーランド哲学の展開とその諸相その1(1)、(2)」(東外大地域研『地域研究』第5、6号)、⑤「フロリアン・ズナニェツキの西洋文明批評」(『東欧史研究』第11号)、⑥「資本主義革命のカオス(上)、(下)」(『経済セミナー』'91.1、2月号)、⑦「宗教的エートスと『東欧革命』」(『情況』'91.2月号)、⑧「ヨーロッパ文明再考」(『富山国際大学紀要』第二巻、1992年3月)。

## 5 ワルシャワ蜂起における空輸の実態

渡辺克義

ドイツ軍との戦闘は亡命政府陣営により、1940年以降同軍崩壊時におけるポーランド全土での「一斉蜂起」として計画されていた。この構想と並んで1943年秋には「嵐」作戦と呼ばれる後方攪乱計画が亡命政府陣営に属する国内軍によりまとめられ、翌44年初頭に赤軍がウクライナのヴォウイン地方に入った時から実施された。

1944年3月、国内軍司令官コモロフスキ中将は、「無防備の市民を擁護し、かつ歴史的建造物を保護するため」ワルシャワを「嵐」作戦の対象外とした。しかるに、同年7月31日、コモロフスキは政府代表ヤンコフスキと協議の末、首都における「嵐」の実施を最終的に決めた。翌8月1日から63日間続いた同作戦が、いわゆる「ワルシャワ蜂起」である。

ワルシャワ蜂起に関する文献は膨大な数に上るが、従来の研究で科学的メスがまだ十分に入っていないテーマに連合国からの空輸の問題がある。本報告は、1989年に刊行された *Armia Krajowa w dokumentach 1939-1945, t. VI, Uzupełnienia*, Londyn. 所収の史料に基づき、この問題を検討するものである。

63日間に行われた西側からの空輸は延199回で、このうち蜂起軍が実際に入手できたものは73回分で、総量で104トンになる。この数値は百万都市に対する援助としては甚だ不十分なものであるが、(1)航空無線が不備、(2)炎上するワルシャワへの投下は技術的に困難、(3)天候条件に必ずしも恵まれなかった、(4)飛行距離が長く、当時の航空技術では頻繁な往復は至難であったことを考えあわせれば、理解しうるものである。一方、ソ連からの空輸は蜂起も終盤に差しかかった9月13日夜に開始され、途中一時的な中断があるが、実質12夜にわたり実施され、総量で55トン弱に及んだ。しかしながら、この協力が実施された時期およびその質を考えあわせると、ソ連側の意図は「ワルシャワ蜂起を援助した」という既成事実の獲得にあったものと思われる。

シンポジウム

ヨーロッパ再考

— 過ぎ去ろうとしない「近代」 —

報告者

川北 稔 (大阪大学)

谷川 稔 (奈良女子大学)

和田 春樹 (東京大学)

木村 靖二 (東京大学)

# 1 イギリス近代史の内と外

——帝国の社会史へ——

川北 稔

いわゆる「戦後史学」を総括する意味をもった『近代イギリス史の再検討』（柴田三千雄・松浦高嶺編、御茶ノ水書房、1972年）が世に問われ、報告者自身、ラフなスケッチにすぎなかったが「帝国とジェントルマン」という命題をかかげてから、すでに20年がすぎた。同書におけるいわゆる『再検討』派の方向づけは、方法の問題から、具体的な歴史解釈の諸局面にいたるまで、こんにちでもなお、おおむね有効であるといえよう。しかし、他方では、現実の歴史過程の激変によって従来の歴史学が提示してきたパースペクティヴが、ことごとく根本的な転換を迫られているのが実情だとすれば、さしずめ、報告者自身の視角についても、いまの時点では、とくに検討を要する二つの点を指摘できる。

第一の問題は、産業革命ないし工業化の成果を、どのように理解するかということである。一方では、なおたしかに、「世界で最初に工業化を経験した国民」としてのイギリスのイメージが残っている。「近代化の典型としてのイギリス」という命題には疑問符をつけてきた「戦後史学」批判派の立場からも、こちらの命題は動かしがたい事実として、つよく意識されてきた。しかし、他方では、「イギリス病」の歴史的原因をさぐる立場からすれば、「最初の工業化」そのものの意味をも問いなおすことが不可欠になっている。

かつては「典型的に近代的な」政府を生み出したとされていた「イギリス革命」が、ジェントルマンのヘゲモニーを確立したにすぎなかったとは、いわば20年まえに、『再検討』派が宣言したことであった。いまや、「世界で最初の」、「自生的」、「典型的」な工業化のモデルとみられたイギリスの工業化もまた、およそ、そのようなものではなく、ことによると「歴史の分水嶺」ですらなかったのではないか、という疑問が生じているといえよう。

19世紀のイギリスにはそもそも「産業資本主義段階」が実在したのかどうか。それが実在しなかったと考えれば、当面、「イギリス病」にいたる歴史は説明が容易である。しかし、もし、このことを本気でいうとすれば、従来「産業資本主義段階の実在」を前提に説

明されている事象があまりにも多いだけに、「書き替え」を要する歴史もまた膨大なものになるはずである。たとえば、そうした問題のひとつが、対外関係である。

\* \* \*

『再検討』派の「ジェントルマン」論が19世紀にも有効であるとすれば、たちまち「書き替え」なければならないのは、イギリスの対外プレゼンスの問題、言い換えれば、帝国主義論である。ケインとホプキンズによる、「ジェントルマン資本主義」論からする説明は、この観点からすればきわめて重要な意味をもって来る。この考え方に対しては、つとに多くの批判もある。しかし、かつて「帝国とジェントルマン」の命題を提起した立場からいえば、両者の指摘には、十分耳を傾けるべき理由がある。ただ、彼らが、せつかくイギリスの対外プレゼンスの背景として「ジェントルマン資本主義」の一貫した存在を説きながら、あくまでジェントルマンの「経済的利害」に、その視野を限定していることは、残念である。

わが国では、19世紀史研究において、帝国史ないし世界システム史的な研究視角が希薄であった——あるいは、帝国主義研究に矮小化されてきた——うえ、近年は、社会史的視角の優越している国内史研究とのあいだに接点が見い出されていないように思われる。ジェントルマン支配を強調する立場であれば、対外プレゼンスの在り方についても、ケインとホプキンズに追随するのか否か。逆に、古典的「帝国主義」論者であれば、ケインとホプキンズが前提としているルービンシュタイン以下の、圧倒的な「ジェントルマン資本主義」論的国内史研究の流れを無視できるのかどうか。

本報告では、現状の問題点を指摘することが目的で、それを打開する処方箋を用意しているわけではない。しかし、国内史とその対外関係史とは有機的に連結されなければならないことはいうまでもなからう。政治と経済に限定されがちであった視野を解放することが、社会史的研究の少なくともひとつの課題であるとすれば、イギリスの対外プレゼンスについても、同じことが求められるのではないか。逆に、いわゆる社会史がますます小さな社会単位にその視野を限定しがちなことからしても、イギリス帝国史を社会史の目でみることには、社会史の展開にとっても一定の意味があろう。



## 2 「もうひとつのフランス近代史」のために

谷川 稔

## (I) 政治史の復権と社会史の後退(?)

国際政治構造の地殻変動、とりわけソ連邦解体と統合ヨーロッパが意味するものへの洞察を抜きにして、今後の近代史研究は成り立ち得ない。この認識はおそらく大方の共有するところであろう。だが、それは、一部で囁かれているような、社会史の地盤沈下と伝統的な政治史や国際関係史の復権、というような単純な帰結をもたらすものなのだろうか。明らかに答は否である。一見ベクトルを異にするかに見えるこの二つの歴史現象はともに、一昔前の近代史研究を規定してきた19世紀的国民国家を範型とする発想からの最終的な脱却を要請している。敢えて言えば、それらは、人類史の未来は諸々のエトノスの共生と文化多元主義的ネットワークの創出に託す以外にない、ということであらためて明らかにしたにすぎない。すなわち、従来国民国家の枠内に閉じ込められていた、民族的・言語的・宗教的マイノリティーの問題が、一挙に解き放たれ、地域文化の相対的自立と相互交流の可能性がもたらされた。しかもそれは、たんなる国家連合を超えた共通の「ヨーロッパ社会」や「ユーラシア共同体」という新しい文化的土壌を生み出す可能性をも開示したのである(後者は目下のところユートピア的夢想にとどまっているけれども)。それゆえ、近代ヨーロッパをとらえかえすに際しては、従来の国民国家モデルから「EC—国家—地域」という、政治=文化空間の三層構造モデルへの転換を十二分に意識してかかる必要があるだろう。そこでは、今まで以上に、「イズム・体制・国家」という大文字の歴史を超えた、地域レベルでの「習俗・心性・社会的結合の動態」への理解が不可欠となり、その地平から国家レベルやECレベルの問題を逆に照射する、という重層的アプローチが要請されるはずである。社会史的視角の重要性はさらに増しこそすれ、減少することなどありえない。むしろ逆に、80年代以降、わが国の近代史研究者のあいだでも盛んに試みられるようになった一連の社会史的営みは、その先見性という意味で、改めて評価されてよい。

## (II) 「反教権的フランス」をどう読み替えるか——フランス近代史再考

周知のように、「戦後史学」においては、近代西洋にまつわる二つの神話がながらく流布されてきた。一つは「産業革命の国—イギリス」であり、もう一つは「啓蒙と革命の国—フランス」である。仮に、前者を近代西洋神話の経済史モデルとすれば、後者はさしずめ政治史・思想史モデルと形容できるだろう。本報告の直接的課題は、(I)で確認した認識をふまえて、この政治史・思想史モデルとしてのフランス近代史像を再検討することにある。F.フェレの指摘を待たずともなく、大革命以降のフランス政治史は、「自由・平等・友愛」の社会的共和国の確立をめざす歩み、つまりラディカルな社会運動のあいつぐ一大パノラマという、一種の「革命神話」に彩られてきた。もとより、ここで言う「神話」は、それが何ら実体を持たなかったというのではなく、この「ルソー=モンテニャールのフランス」が、あまりに普遍モデル化されすぎたという意味である。実のところ、それは「様々なフランス的近代」のうちの一つにすぎなかったのであり、現実に着したものは「モンテスキュー=ジロンダンのフランス(議会制民主主義)」もしくは「ヴォルテールのフランス(反教権主義)」に近いものであったと思われる。前者が神話化されたのは、フランスの国民国家統合が他に類を見ないほど、可視的かつ自己完結的に展開された(かに見えた)という特殊事情に基づいている。このナショナリズムはジャコバン的平等主義や社会主義理念と結合することによって一定の普遍性を獲得し、60年代末に至るまで西欧近代の一範型として君臨した。新ロシア「革命」と統合ヨーロッパがこの集権的ナショナリズムから普遍性を剝奪した今日、私たちは素顔のフランスを直視し、「様々なフランス的近代」を自由に掘り起こす旅に出ることが可能になった。幸いにも社会史家たちはすでに10年以上も前からこの作業にとりかかっている。アルザスやブルターニュといった「地域」から出発し、「フランス国」を越えて「多様なヨーロッパ」の認識に至る、彼らの作業から学ぶところは大きい。ただし、マージナルなものへのこだわりがあまり過剰になると、逆にマイノリティー信仰を生み出し、新たな神話の捏造に加担しかねないことも自覚しておかななくてはなるまい。そうした陥穽を避けるうえで、「反教権的フランス」というオーソドックスでありながら等閑にされてきたテーマに着目することは、一定の有効性を持つと思われる。19世紀の反教権主義をめぐる研究は、わが国ではもっぱら政治法制史の片隅に追いやられていたが、これを草の根レベルでの文化統合の問題として捉え返すことによ

て、フランス近代史のもう一つの相貌が浮かび上がってくるのではないだろうか。たとえば、地方農村における教区司祭と世俗教師との葛藤を掘り起こすことによって、大革命以後、共和派とカトリック教会がくりひろげられてきたモラル・ヘゲモニーをめぐる熾烈な闘いの跡が明らかになるはずである。そのルーツをたどっていくと、まずフランス革命期の非キリスト教化運動が残した傷跡に行き当たる。次いでアンシャン・レジーム下のガリカニズムと民衆の心性の在り様が問われよう。これは、長期構造の心性史と短期の政治（事件）史との総合が求められるテーマでもある。大革命も文化統合のシステム転換の問題として読み替えることが可能となる。そしてやがては、前近代ヨーロッパにおけるキリスト教的共同体なるものの虚実という「深層」の問題に行き当たらざるをえない。そこには、「多様なヨーロッパ」と「ひとつのヨーロッパ」とを結ぶ、「もうひとつのフランス近代史」の沃野が広がっているように思えるのである。

## 3

## 国家社会主義

—世界戦争の時代における「反近代」—

和田 春 樹

1 社会主義思想は近代市民社会、資本主義社会の誕生の立会い人であり、その時点からの批判的同行者であった。つまり近代社会は批判思想、批判者を組み込んだ社会であった。

社会主義思想はすべてユートピア思想である。ユートピアを描き出すことによって現実を批判する思想からユートピアを実現することに傾斜する思想までさまざまなヴァリエーションがある。ユートピアを実現しようという思想は理性の無限の可能性を信じる啓蒙思想から出ている。そのような思想のうちマルクス主義はもっとも急進的な思想であったが、その力は皮肉なことにユートピアの内容について語ることを少なくしたところから生まれている。ユートピアとしてのマルクス主義はすこぶる貧弱なものであった。

マルクス主義はドイツとロシアにおいて受け入れられて、社会民主主義となった。ドイツでは社会民主党は議会と労働組合と結び、改革によって資本主義を変化させ、労働者の「同権化」(加藤栄一)を促す方向をとる。ロシアでは、社会民主党は急進的民主革命の推進者であり、社会主義を直接的には考えなかった。

2 第一次大戦の開始をもって、世界戦争の時代が始まる。それが現代史の始まりでもあると言えるが、近代西欧の世界的拡大が帝国主義と軍国主義を生み出し、それが世界戦争を導いたのだから、近代と現代の間のしきいは絶対的なものではない。総力戦の試験を受けるのは国民国家である。労働者をさらに国家に統合する努力がはられる。相手国のかかえる従属地域の諸民族に民族独立を約束して、相手国を攪乱することもなされるし、自国の植民地の民族を戦争のために動員するために自治を約束する場合もある。戦争は科学技術の発展を戦争と結び付ける。はじまった時代の特徴を国家の時代、民族の時代、技術の時代ととらえることができる。

3 国家社会主義は世界戦争の時代の現象である。国民国家を成立させていなかった立憲専制体制の国ロシアは世界戦争の中で、総力戦の試験に耐えられずに、国家解体を経験

する。労働者兵士の革命とブルジョア市民の革命が噴出する。他方で、マルクス主義者レーニンが世界戦争の根源を求めて、帝国主義論を構築し、帝国主義を資本主義の最高の段階ととらえ、結局のところ、世界戦争から人類が救われるためには資本主義を廃絶し、社会主義ユートピアの実現を直接求めなければならないとした。世界革命の端緒となるべきロシアも社会主義をめざさなければならない。ロシアのような後進国がいかにして社会主義をめざしうるのか。レーニンはドイツの戦時統制経済、ドイツの学者がKriegssozialismusとよんだものの中にモデルを見いだした。革命がこのドイツのモデルと結合すれば、ロシアも社会主義へ進める。レーニンのこの決断と労働者兵士の革命が結合して、10月革命となり、生まれたのが国家社会主義体制である。国家社会主義は世界戦争に対する批判であり、それに対する対応でもある。国家社会主義はあらたな総力戦国家の構築であった。

4 国家社会主義はスターリンのもとで完成された。「新しい文明」が生まれた。それは資本主義、近代西欧社会の否定である。それは超近代として構想された「反近代」である。資本主義の裏返しの世界である。しかし、同時に国民国家の創出であり、工業化でもあった。ここに近代化をみることができる。いうまでもなくユートピアの実現は近代の情熱でもある。近代的形態と近代的態度と結び付いた反近代である。それは超近代ではありえなかった。国家社会主義は世界戦争の時代の批判の力であったが、同時に世界戦争のファクターとなった。新しいミリタリズムとインペリアルリズムになった。

5 国家社会主義からの離脱の過程がペレストロイカである。ペレストロイカの目標として浮び上がってきたのは、法治国家、議会制民主主義、市民社会、市場経済である。「文明への回帰」ということがよく語られる。この場合、文明とは近代西欧社会をさす。ルネッサンス史家バートキンがペレストロイカの論客として活躍したが、彼は全面的なヨーロッパ化を主張する。近代の価値の普遍性を国家社会主義の崩壊は示している。しかし、ペレストロイカはまた到達すべき最終的な岸を発見してはいない。

## 4

## 国民国家の「近代」

— ドイツの20世紀 —

木村 靖 二

国民国家は、ヨーロッパ近代の過程で、先進国に対抗して多様な内実を持つ一定の地域とその住民を防御的に画定し、近代化を実行しうる統合をはかるために提出された編成原理の一つであり、しかももっとも成功した原理であったといえるであろう。

この優れて近代的な国民国家原理の展開と変容とをドイツの動向を軸に検討し、「近代」に切り込む一つの視角として提示しようとするのが報告での課題になる。

## 1. 近代国家と国民国家

19世紀前半、歴史的文化基盤のもとに政治的・経済的には先進的地位にあり（近代国家）、しかも国際的に強国であったのはイギリスとフランスであった。両国のなかでは、周知のようにフランスにおいて革命前後の国際的圧力のもとでなされた国家編成が国民国家のいくつかの傾向を示していたとはいえ、全体としてはその先進性と大国としての地位のゆえに、内部の編成原理を国民国家として積極的に押し出す必要はさしあたって弱かった。

これに対し、先進地域に抵抗し、地域を防御する必要に迫られた後進地域では、凝集性と排他性を同時に実現して領域支配を安定させ、近代国家への転換過程における時間と抵抗を最小限におさえるために、ナショナリズムを編成原理とする近代国家、すなわち国民国家が打ち出される。国民国家はその効率性と安定性のゆえに、他地域のみならず、先進国の編成原理にも影響を与えることになった。とはいえ、それによって直ちに国民国家原理が広く貫徹した訳ではない。19世紀後半のヨーロッパは、大国と中小国との区分がほぼ確定し、大国間のヘゲモニー共有体制のもとで、「平和」が長期間維持されいた時期であって、国家間の戦争も相互の瞬発的軍勢力を示す儀式（国家間のヒエラルヒーの確認ないし修正）としての性格を持つものであった。従って、国民国家の統合はなお緩やかな過程として推進することが許されていたのである。

第一次世界大戦まで、ヨーロッパは英仏という先進近代国家、独伊などの後発の未完の国民国家、露奥の旧型の帝国、それに近代小国家が並存し、国家編成原理はなおいくつか

の可能性を持っていた時期であり、国家の統合力自体も、国家間相互の壁も相対的に低かったことに留意すべきである。

## 2. 国民国家への収束と変質

長期の、しかも総力戦となった第一次世界大戦は、こうした共存状態を国民国家原理へと収斂させ、かつその内容を特殊な方向に発展させる上で決定的な契機となった。

この特殊な国民国家編成は、大戦の経験に基づいて引き出された相互に関連する以下のような原則によって特徴づけられる。

- ① 総力戦を想定して、瞬発的な動員・投入能力ではなく、持続的総動員とそれへの同意を可能にする国民編成とアウトルキー（通商国家の拒否と重工業化の推進）の組織。
- ② 国内の分裂と対立の可能性を排除する凝集性と均質性を高めた国民と社会の創造（政治権力による社会改造・新社会創造への確信、国家権力をめぐる国内政治優位の時代）。
- ③ 「国民国家」創設・維持資源取奪のための新しい国家間序列編成の創出（戦争を不可避とする国際社会一競合する国民国家群一観）。

両大戦間期の第一局面は、この特殊な国民国家観の形成期であり、第一次世界大戦後の近代社会編成のコストを支えられない状況を作り出した国際経済体制と世界恐慌を経て、一民族一国家を一国家一民族へと逆転させた特殊な国民国家を掲げる政治運動が優位に立つことになった。この運動はもっとも国際的連帯に無縁で、したがって国民国家の中核を自認し、国家内の対等化を求める社会集団を基盤に拡大する。ファシズム国家はその極限的な形態であり、新社会創造コストを担わせるにたる国際秩序を求めて戦争に乗り出したのである。

## 3. 第二次世界大戦後の転換

特殊な国民国家は第二次大戦によって破産した。とはいえ、国民国家そのものはなお維持され、一時的には再強化すらされた。しかし、国民国家の問題は、一方ではそれを上位にずらす冷戦という国際構造によって、他方ではアメリカを軸に近代化コストを捻出させる国際経済機構が整備されたことによって抑え込まれた。そのもとで、ヨーロッパ近代が産みだした国民国家の「国民」と「国家」の変質がもたらされている。

「新しい歴史学」による新しい歴史像

(ニューヒストリー 全12巻)

# NEW HISTORY 12 vols.

フランスのアナール派歴史学を発信地としてさまざまな思想との対話を重ね、歴史学の方法と対象を革新してきた「新しい歴史学」の流れに棹さす代表的な著作を集め、歴史なき時代の歴史意識を模索する。

## ●第1回/2冊 フランス歴史学革命

アナール学派 1929-1989年  
ピーター・バーク 大津真作訳

「新しい歴史学」を生み出したアナール派とは何か？ その始まりから現在までをたどる現代歴史学入門書。 四六判・定価三三〇〇円

## フランス革命の心性

ミシェル・ウオヴェル 立川・榎原・奥村・渡部訳  
大革命前夜および以後の社会を、人びとは何を  
感じ、生きたのか。歌や画像史料等を駆使して  
全体像に迫る。 四六判・定価三三〇〇円

(続刊) ■歴史・文化・表象 ■懐徳堂 ■歴史  
人口学序説 ■イタリア・ルネサンスの文化  
■資本主義の文化 ■革命前夜の地下出版 ■  
中世文化のカテゴリリー ■文化の新しい歴史学  
■フロイトと歴史学 ■フランス革命の文化的  
起源 (各冊分売) (内容見本進呈)

東京都千代田区一ツ橋  
(定価は消費税込みです)



岩波書店

マイクロフィルム

米国国立公文書館所蔵

好評発売中!

# 米国国務省公文書

Official Records of the U.S. Dept. of State.

35ミリ銀塩ポジティブフィルム ブック形式のガイド付き 全14,739リール ¥118,063,350

ドイツ関係文書	1790-1946年	702reels	¥5,108,700	米国国務省の公文書は、国務省から在外公館に宛てられた訓令、在外公館から国務省への報告、在米外国公使館からの覚書、米国と他国あるいは米国以外の二国間・他国間の政治関係に関する文書、内務省移管以前(1873年まで)の準州文書、在外大使・公使館・領事館の文書、米国が参加した国際会議・委員会の記録などから成っており、200年余にわたる米国の外交関係、および世界のほとんどすべての国の政治、社会、外交、軍事などの貴重な情報を提供する第一級の資料です。米国の歴史、外交史、世界各国・特定地域の実証的研究、世界の趨勢の研究に不可欠の重要資料である本公文書集を、マイクロフィルムで容易に入手できるようになりましたこの機会にぜひお備えください。 (分売可。お問い合わせください。) (Scholarly Resources)
フランス関係文書	1783-1939年	617reels	4,442,400	
イギリス関係文書	1790-1939年	1,086reels	7,819,000	
イタリア関係文書	1793-1941年	355reels	2,556,000	
ヨーロッパ関係文書	1785-1954年	1,768reels	14,073,950	
ロシア・ソ連関係文書	1803-1949年	783reels	5,836,700	
東欧諸国関係文書	1858-1954年	741reels	7,353,350	
カナダ関係文書	1833-1929年	312reels	2,246,400	
日本関係文書	1855-1959年	764reels	7,871,900	
朝鮮関係文書	1883-1959年	167reels	2,041,250	
中国関係文書	1790-1955年	1,149reels	11,558,800	
アジア諸国関係文書	1792-1949年	235reels	1,692,000	
豪州太平洋地域関係文書	1820-1944年	285reels	2,052,000	
アフリカ中東諸国関係文書	1785-1949年	1,052reels	7,710,150	
中南米諸国関係文書	1783-1959年	4,731reels	35,700,750	

日本総販売代理店

極東書店

東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル 電話03(3265)7531番(代) ☎101-91  
大阪市北区天満2-10-2 幸田ビル407号室 電話06(362)5515番 ☎530  
京都市中京区鞋屋町通丸太下 井口ビル 電話075(231)2093番 ☎604  
福岡市中央区西中洲12-13 樋口ビル 電話092(751)6956番 ☎810



渡辺節夫

●最新刊 A5判/一〇〇九四円(税込)

# フランス中世政治権力構造の研究

フランス封建制社会の最高潮期(十三世紀中葉)の前段をなす十一、十二世紀の政治権力構造を、王権・司教座・世俗諸侯層とそれらの支配領域内中・小貴族の、権力構造と相互関係、在地支配(教会・村落)の実態などの実証的分析を通じて、全面的に解明した力作。

城戸 毅

四六判/二二六三円(税込)

# マグナ・カルタの世紀

〔歴史学選書1〕

中世イギリスの政治と国制 1199-1307

成瀬 治

四六判/二〇六〇円(税込)

# 近代市民社会の成立

〔歴史学選書8〕

社会思想的考察

柴田三千雄

●重版出来 四六判/二二六六円(税込)

# パリのフランス革命

〔歴史学選書9〕

木村靖二

A5判/四七三八円(税込)

# 兵士の革命:1918年ドイツ

A5判/五三五六円(税込)

平島健司

# ワイマール共和国の崩壊

田中英夫編集代表

菊判/一五四五〇円(税込)

# 英米法辞典

〈創立40周年記念出版〉

英米の法および文化・歴史の理解に必須のバイブル。英米法系諸国との交流・取引実務の伴侶として必備の本格的辞典。

〒113東京都文京区本郷7丁目13番03(3811)8814

東京大学出版会

●第7巻近刊

●ことばの概念把握を通して歴史を把握する

## 近・現代歴史基礎概念事典

(ドイツ近代政治・社会概念事典)

全 8 巻

Geschichtliche Grundbegriffe

Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland. Hrsg. im Auftrag d. Arbeitskreises für moderne Sozialgeschichte e. V., v. O. Brunner, W. Conze u. R. Koselleck. 8 Bde. 1972ff. (Klett-Cotta/G)

Bd. 1-6. Ln. 137,280

(社会史研究の大家オットー・ブルナー他編。約120項目を収録、各項目は20-60ページ。)

# ナウカ

株式  
会社

東京都豊島区南池袋2-30-19 ☎171

☎(03) 3981-5261(代)振替東京7-80147

札幌営業所 ☎(011) 726-0391  
仙台営業所 ☎(022) 223-5535  
首都圏東部営業所 ☎(0471) 63-3754  
国立営業所 ☎(0425) 77-3412  
名古屋営業所 ☎(052) 733-6692

京都営業所 ☎(075) 223-5333  
大阪営業所 ☎((06) 313-2388  
広島営業所 ☎(082) 249-5011  
福岡営業所 ☎(092) 641-6844  
神保町店 ☎(03) 3264-0021